

都城市山之口高齢者生活福祉センター外3施設指定管理者候補者選定の概要

都城市山之口高齢者生活福祉センター外3施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和元年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
- (2) 代表者名
会長 島津 久友
- (3) 所在地
都城市松元町4街区17号
- (4) 設立年月日
平成18年1月5日
- (5) 従業員数
273名
- (6) 業務内容
法人運営、総務に関すること
地域福祉に関すること
相談支援に関すること
在宅福祉に関すること

2. 指定期間

令和2年4月1日 ～ 令和9年3月31日（7年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山之口高齢者生活福祉センター (都城市山之口町花木2667番地2)	構造：鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積：1631.36㎡
都城市山之口ふれあいの館 (都城市山之口町花木2605番地9)	
都城市山之口弓道・四半的場 (都城市山之口町花木2605番地10)	構造：鉄骨造 平屋建 延床面積：441.32㎡

都城市山之口屋内ゲートボール場 (都城市山之口町花木2673番地1)	構 造：鉄骨造 平屋建 延床面積：414.00㎡
---------------------------------------	-----------------------------

(2) 業務概要

施設の利用許可に関する業務

使用料の徴収に関する業務

施設等の維持管理に関する業務

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に係る居宅サービスの実施に関する業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

都城市山之口高齢者生活福祉センター外3施設は、都城市地域福祉計画に基づく総合的な地域福祉事業の推進及び地域の協働体制を築く上で拠点となる地域密着型の施設であり、その受け皿となる社会福祉法人都城市社会福祉協議会が唯一の団体であるため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

市の管理運営方針や設置目的に基づく事業計画が具体的に示されており、施設の管理者として、自らの使命を充分認識している。

・施設の効用の最大限の発揮について

地域住民のニーズに答えるため職員が柔軟な対応に心がけるなど、設置目的を十分理解し、目的に沿った計画が提案されている。また、図書館を利用し、地域の子供の居場所づくり等の取組みも検討され施設の有効な活用が期待できる。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

職員自ら施設維持に努めなど適正な管理運営と経費の縮減が提案されている。

・管理運営能力について

申請団体の財務諸表等を精査した結果、健全な経営が行われていると判断できる。

類似施設の適正運営を行った実績もあることから、管理運営能力については問題ないと思われる。

利用者の個人情報については、組織の「個人情報保護規程」に基づき取り扱うため適正な管理が期待できる。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 都城市山之口高齢者生活福祉センター、都城市山之口ふれあいの館、都城市山之口弓道・四半的場、都城市山之口屋内ゲートボール場

(1) 市民の平等な利用に関すること

- ・地域福祉推進の拠点施設として、こどもから高齢者まで幅広い年齢層の地域住民に対し、各種サービスや相談に応じると共に、ふれあいの場を提供します。
- ・施設利用に関しては、申請順とし市民が広く平等に利用できるようにします。
- ・施設利用にかかる相談や苦情に対しては、真摯に対応します。
- ・環境問題に配慮し電気・水道等利用の節減に努め、資源の再利用に努めます。

(2) 施設効用の発揮に関すること

- ・施設利用に際して必要な備品等の貸出しや施設外でのイベント用の備品等についても、ニーズに応じて積極的に貸出しを行いません。
- ・地域住民のニーズに可能な限り対応します。また、利用者に対して定期的にアンケートを実施し、ニーズ調査に努めます。
- ・夜間・日曜日・祝祭日・休館日の利用についても柔軟に対応します。
- ・高齢者生活福祉センターで実施している指定通所介護事業について、適正な運営を行いません。また、放課後等の地域のこどもの居場所として取り組みます。

(3) 経済的な管理経費に関すること

- ・管理経費の適正な運営に努めます。
- ・日常的な室内清掃は職員が行いません。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

- ・人員体制として地域福祉担当1名及び事務担当1名を配置し、夜間等の緊急時にも対応できるような連絡体制を整え業務を行いません。
- ・職場内の定期的なミーティングの実施及び専門分野研修を受講させ資質向上を図ります。
- ・利用団体からの相談には、懇切丁寧に対応し共に活動を推進していきます。
- ・避難訓練を年2回以上実施し災害時及び緊急時の初動態勢に万全を期すように努めます。
- ・台風、豪雨災害時には、第二次避難所として適切な対応ができるように努めます。
- ・個人情報の取り扱いに関しては、本法人の「個人情報保護規程」に基づいて取り扱うものとし、個人情報の適正管理に努めます。

(5) 地域への貢献に関すること

- ・忌明寄付等、市民からお寄せいただいた寄付金は、本所・4支所における福祉用具貸出や、15地区社会福祉協議会で実施しているおむつ給付事業等を通じて、地域に還元しています。
- また、本所は宮崎県社会福祉協議会から委託を受け、社会福祉法人協働型地域貢献モデル事業を受託し「宮崎あんしんセーフティネット」に加入している都城管内の社会福祉法人の地域貢献を推進する役割を行っています。
- ・本会としては、企業と提携し、フードバンク事業を実施しており生活しづらい方々への食品の提供や継続的な寄り添い支援を実施しています。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

希望する施設名 都城市山之口高齢者生活福祉センター、都城市山之口ふれあいの館、都城市山之口弓道・四半的場、都城市山之口屋内ゲートボール場

(6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

・法人の運営にあたっては、当該区域内（都城市）の社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加し、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、並びにその健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、公の施設を管理するにあたって必要な基準を備えています。

・本法人は、宮崎県知事から認可を得た社会福祉法人であり社会福祉法第109条に規定された当該区域内（都城市）に唯一の社会福祉法人です。

(7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

・社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、地域の具体的なニーズを的確に捉え、その解決に向けて総合的な対応ができるよう事業展開を図ってきました。これからも、子どもから高齢者まで全ての住民が住み慣れた家庭や地域で、安心、安全に暮らしていくことができる社会をつくるため、当該施設を活用し、地域住民の参画を積極的に推進することで、地域福祉を充実し向上させることに繋げていきます。